

## 1 貸付金の種類等

別表

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付金額の限度
1.個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者	1%	15年以内 (木船9年・機器7年)	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 漁船用機器の設置					
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置					
	(4) 漁具又は漁網網の購入					
	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	漁業協同組合	0.5%	15年以内 (木船9年・機器7年)	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(4)の転貸					
	(7) 経営資金	漁業を営む者	1.2%	3年以内	1年以内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	漁業協同組合	0.7%	3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額
2.個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	農畜産業を営む者	1%	15年以内	2年以内	1人当たり各1,800万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵すつ施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置					
	(3) 家畜又は家きんの購入	農畜産林業を営む者	7年以内	1年以内		
	(4) 農畜産林業用機具の購入					
	(5) 上記(1)(2)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、	0.5%	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(3)(4)の転貸	森林組合				
	(7) 経営資金	農畜産林業を営む者	1.2%	3年以内	1年以内	1人当たり400万円以内
	(8) 上記(7)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	0.7%	3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額
3.個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置	商工業その他の事業を営む者	1%	15年以内	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置					
	(3) 上記(1)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	0.5%	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(4) 上記(2)の転貸					
	(5) 経営資金	商工業その他の事業を営む者	1.2%	3年以内	1年以内	1人当たり400万円以内
	(6) 上記(5)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	0.7%	3年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付金額の限度
4．法人が営む漁業、 農畜産林業、商工業 及びその他の事業に 必要な資金	(1) 個人が営む漁業、農畜産林業、 商工業及びその他の事業に必要な 資金（経営資金を除く）のそれ ぞれの使途に同じ	漁業協同組合、漁業生産組合、 水産加工業協同組合、農業協 同組合、森林組合、生産森林 組合、事業協同組合、事業協 同小組合、企業組合、商工組 合、環境衛生同業組合、合名 会社、合資会社、有限会社、 株式会社、民法上の社団法人	1%	個人が営む漁業、農畜産林業、商 工業及びその他の事業に必要な資 金（経営資金を除く）のそれぞれ の償還期限及び据置期間に同じ		1 法人当たり4,000万円(農地又は牧野の取得にあっ ては2,000万円)以内であって所要額の8割以内
	(2) 経営資金		1.2%	3年以内	1年以内	1 法人当たり800万円以内 ただし、漁業協同組合に あっては4,000万円以内
5．生活に必要な資金	(1) 更生資金 協会が定める資金	協会が特に必要と認める者	3% 据置期間中は無利息	6年以内	1年以内	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められ る場合は250万円以内
	(2) 生活資金			5年以内	6ヵ月以内	1人当たり70万円以内
	(3) 高等学校及び大学在学者の修学 資金		無利息	卒業後20年以内	卒業後6ヵ月	1人当たり年額高校生にあつては31万8千円以内、大学生 にあつては60万6千円以内
	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及 び中古住宅の取得に要する資金		1%	20年以内	1年以内	1人当たり500万円以内であつて所要額の8割以内
	(5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金 (新築住宅を購入する場合を含む)			30年以内	1年以内	1人当たり1,800万円以内であつて所要額の8割以内
	(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附随して必要な 土地の取得に要する資金(新築 住宅を購入する場合を含む) イ 中古住宅の取得に附随して必 要な土地の取得に要する資金			30年以内	1年以内	1人当たり500万円以内であつて所要額の8割以内
			20年以内			
	(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸		漁業協同組合、農業協同組合	0.5%	20年以内	1年以内
(8) 上記(5)及び(6)のアの転貸	信用協同組合	30年以内	1年以内			

2 年間の貸付枠（累計）

14億円以内